

記入例

(案)

新潟都市計画 地区計画の決定(新潟市決定)

都市計画●●地区地区計画を次のように決定する。

名 称		●●地区地区計画
位 置		新潟市〇〇区●●、□□
面 積		約●●ヘクタール
区域 の 整備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画の目標	●●
	土地利用の方針	●●
	地区施設の整備方針	●●
	建築物等の整備の方針	1. A地区 (●●地区) ●● 2. B地区 (●●地区) ●● 3. …

(様式 3)

地区施設の配置及び規模		区画道路●号 幅員●メートル 延長 約●メートル 歩行者通路●号 幅員●メートル 延長 約●メートル 公園●号 面積 約●●平方メートル 緑地●号 面積 約●●平方メートル 避難施設●● 面積 約●●平方メートル		
		地区の区分	区分の名称	A地区
		区分の面積	約●●ヘクタール	約●●ヘクタール
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築行為の制限	別紙「開発予定区域図」に掲げる区域内においては、当該区域を一の区域とする開発行為の都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可を受ける前日までは、建築物を建築してはならない。	
		建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 (1) 建築基準法別表第2(●)項に掲げるもの (2) 建築基準法別表第2(●)項第●号から第●号に掲げるもの	建築してはならない建築物 (1) 建築基準法別表第2(●)項に掲げるもの (2) 建築基準法別表第2(●)項第●号から第●号に掲げるもの
		建築物の容積率の最高限度	10分の●を超えてはならない。	10分の●を超えてはならない。
		建築物の建ぺい率の最高限度	10分の●を超えてはならない。	10分の●を超えてはならない。
		建築物の敷地面積の最低制限	●●平方メートル	●●平方メートル ただし、次に掲げるものは、この限りではない。 (1) ●●
		建築物の敷地の地盤面の高さの最低限度	●メートル以下。ただし、築山その他これに類するものは、この限りでない。	
		建築物の高さの最高限度	●メートルを超えてはならない。	—
		建築物の居室の床面の高さの最低限度	●メートル以上としなければならない。	—
		壁面の位置の制限	隣地境界線及び道路境界線から●メートル。 ただし、独立した自動車車庫で軒の高さが●メートル以下の外壁を有しないもの又は物置はこの限りでない。	
		垣又は柵の構造の制限	道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。 ただし、道路面から高さ●メートル以下のもの又はフェンス等で透視が可能な形状のものは、この限りでない。	

「区域、地区の区分は計画図表示のとおり」

理由

●●。